



今後のJICWELS 関係の手続き等

公益社団法人 国際厚生事業団 (JICWELS)

1. 受入れ前後の準備例

受入れ前

- ①職員等への周知・説明会の開催（文化習慣等への理解を深める等）
- ②「生活担当」「労務担当」「研修担当」などサポート体制づくり
- ③生活用品等の準備（日本人職員等の有志からの寄付等）
- ④インターネットなど学習環境の準備（ホームシック予防にも）

受入れ後

- ①雇用契約書、就業規則・給与規定、給与明細の説明
 - 就労ガイダンステキストの活用【参考資料】2
 - 就業規則・給与規定で学歴別、年齢別に給与を定めている場合は適用【参考資料】3
- ②住居案内（ルームシェアのルール決め、家電等の使用方法）
- ③社会保険加入、外国人雇用届等の各種手続き
- ④職場、宿舎周辺の案内、最寄の公共交通機関や医療機関の利用方法
- ⑤印鑑の作成、金融機関口座開設、携帯電話契約
- ⑥給与の使い方の助言
- ⑦職員との交流の機会の確保（スポーツなど）

2. 入職直前、直後の主な手続き

(1) 受入れ施設側

- ① 看護/介護研修プログラムの提出
- ② 日本語等研修会場への出迎え及び施設までの引率【参考資料】 8,9
- ③ ハローワークへの届け出：雇い入れた日の属する月の翌月の10日まで【参考資料】 4
- ④ 社会労働保険への加入
- ⑤ 健康診断の実施

(2) 候補者側

① 転入・転居届

- I. 転入・転居から14日以内に居住地の市区町村へ。
- II. 在留カード裏面に新たな住居地記載。
- III. 通知カード持参

② 健康診断の受診

3. 健康保険・年金について

(1) 健康保険

日本語等研修中は、国民健康保険に加入。

健康保険の被扶養者の対象基準については、直接保険者にお問い合わせください。

(2) 年金

- ① 日本語等研修中は国民年金保険に加入しているが、収入がない為、免除申請を行っている。
- ② 入職後は、各施設にて加入している年金への加入が必要。
※基礎年金番号通知書は候補者本人が保管

4. 所得税の扶養控除 【参考資料】 5

（１）所得税の扶養控除の対象

控除対象配偶者 ・ ・ 配偶者で生計を一つにしており、かつ収入が１２３万円以下である者

扶養親族 ・ ・ ・ ・ 配偶者以外の親族（６親等内の血族及び３親等内の姻族）で、生計を一つにしており、かつ収入が１２３万円以下である者
※その年の１２月３１日現在の年齢が１６歳以上が対象

（２）必要書類 ※候補者自身で準備

- ① 親族関係書類
- ② 送金関係書類

5. JICWELSへの各種報告【参考資料】 8,9

(1) 定期報告

- ① 毎年1月1日現在の状況をJICWELSを通じ、厚生労働省・法務省へ報告
- ② 様式は、厚生労働省通知様式と法務省通知様式の2種類
- ③ 介護は1月20日、看護は2月20日までに提出
- ④ 在留期間更新の際に写しを使用 ※最低賃金の確認 【参考資料】 6

(2) 随時報告

雇用契約終了及び帰国時や合格した後の法人内の異動の際等にJICWELSへの報告が必要

定期・随時報告は、厚労省告示等で受入れ機関に提出が義務付けられた報告です。

6. 相談窓口

- (1) 専用電話を設置し、専門相談員による相談対応。
- (2) 顧問社労士（雇用管理）、顧問精神科医（メンタルヘルス）による相談対応。

◆連絡先：

TEL 03-6206-1772

FAX 03-6206-1165

Email sodan@jicwels.jp

◆受付日時：

毎週 月～金（祝・祭日を除く）※

午前9：15～13：00 午後14：00～17：30

※毎週、月曜日・木曜日は、インドネシア語、英語、ベトナム語で対応可能
火曜日・水曜日・金曜日（祝・祭日を除く）は、日本語のみ

7. 相談窓口・巡回訪問等に寄せられた事例

- (1) 求人申請時の労働条件、研修体制の不利益変更
- (2) 給与明細の控除の説明
- (3) 最低賃金を下回ってしまったため、雇用契約書の修正及び遡って給与を支給
【参考資料】6
- (4) ルームシェアから一人暮らしになった際の負担額の説明
- (5) 住居・寮の使用上のルールの説明
- (6) 注意・指導の仕方
- (7) 宗教に対する配慮
- (8) 一時帰国の時期・期間に関する相談
- (9) 候補者の入院や事故等、緊急時の家族への連絡
- (10) 候補者のライフイベントに関する対応

8. その他、受入れに関する留意事項 【参考資料】7

- (1) 年次有給休暇について
- (2) 候補者の解雇・退職勧奨について
- (3) 妊娠・出産等に係る休暇等について
- (4) 帰国旅費の負担について

9. 2025年度看護師候補者への学習支援及び試験上の配慮

訪日前

日本語研修・インドネシア、フィリピン6カ月・ベトナム1年間

訪日後

看護導入研修・就労ガイダンス（約10日）
受入れ施設対象 就労前説明会
日本語研修・インドネシア、フィリピン6カ月
ベトナム2.5カ月

受入れ施設での就労・研修中

- 1 受入れ施設における研修指導経費の支援（都道府県を通じた助成）
1病院当たり461千円以内
- 2 受入れ施設における日本語学習経費の支援（都道府県を通じた助成）
候補者1人当たり117千円以内
- 3 外国人看護師候補者学習支援事業（実施団体：国際厚生事業団（2024年度））
 - （1）集合研修（国家試験対策動画講義・オンラインライブ講義）の実施
 - （2）模擬試験の実施（施設受験及び会場受験）
 - （3）看護専門家による個別学習指導（オンライン面談の実施・学習アドバイスシートの提供）
 - （4）「正文リスト（日本語版・翻訳版）」等、各種学習教材の提供
 - （5）e-ラーニング学習支援システムによる各種学習コンテンツ及び情報の提供
 - （6）（就労1年目候補者対象）看護専門知識テスト・日本語能力テスト・オンライン日本語研修・日本語専門家による日本語個別学習指導の実施
 - （7）学習相談（専門家による指導・相談）の実施
 - （8）学習支援担当者向けオリエンテーション動画の配信
 - （9）再チャレンジ支援（模擬試験・通信添削指導・e-ラーニングの提供等）
- 4 厚生事業団による受入支援
 - （1）相談窓口の設置（英語・インドネシア語・ベトナム語対応）
 - （2）受入施設への巡回訪問
（就労状況等の確認、日本語専門家による助言）
 - （3）メールマガジンの配信（EPA関連情報等の提供）
 - （4）専門日本語学習教材の配布
 - （5）国家試験過去問題の翻訳・提供
（英語・インドネシア語・ベトナム語）
 - （6）合格報告会の実施

看護師国家試験受験

全ての漢字への振り仮名付記、難解な表現の言い換え、疾病名等への英語表記等 試験時間の延長（1.3倍）

10. 2025年度介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮

訪日前

日本語研修・インドネシア、フィリピン6カ月・ベトナム1年間

訪日後

介護導入研修・就労ガイダンス（約10日）
受入れ施設対象就労前説明会
日本語研修・インドネシア、フィリピン6カ月
ベトナム2.5カ月

受入れ施設での就労・研修中

1. 受入れ施設での学習経費の支援（都道府県を通じた助成）
 - 候補者1人当たり年間150千円以内
 - 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣／日本語学校への通学／模擬試験や介護技術講習会への参加／学習支援に必要な備品購入費
 - 候補者1人当たり年間75千円以内
 - 喀痰吸引等研修の受講（当該候補者、日本での滞在期間中1回までを対象）
 - 1施設当たり年間60千円以内
 - 受入れ施設の研修担当者への手当 等
2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業（実施団体：国際厚生事業団（2024年度））
 - （1）学習年度別の集合研修（模擬試験含む）の実施
 - （2）学習年度別のオンライン研修（動画講義・ライブ講義）の実施
 - （3）学習年度別の通信添削試験の実施
 - （4）各種学習教材の提供
 - （5）e-ラーニング学習支援システムによる各種学習コンテンツ及び情報の提供
 - （6）チャレンジ問題、自己学習チェックシート、自己学習計画シートの提供
 - （7）学習相談（専門家による指導・相談）の実施
 - （8）学習支援担当者研修の実施
 - （9）再チャレンジ支援（模擬試験・通信添削試験の実施、e-ラーニングの提供等）
3. 国際厚生事業団による受入支援
 - （1）相談窓口の設置（英語・インドネシア語・ベトナム語対応）
 - （2）受入れ施設への巡回訪問
 - （3）メールマガジンの配信（EPA関連情報等の提供）
 - （4）国家試験過去問題の翻訳・提供
 - （5）研修好事例等を受入れ施設担当者及び候補者に提供

介護福祉士国家試験受験

全ての漢字へのふりがな付記、疾病名等への英語併記等、
試験時間の延長（1.5倍）